# 下関市耐震改修促進計画【概要版】

## 1 下関市耐震改修促進計画の策定の背景等

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正(平成17年11月公布)され、 昭和 56 年以前に建築された耐震基準に合わない建築物の耐震診断・耐震改修をよ り一層促進するため、『下関市耐震改修促進計画』を策定する。

## ① 法律の概要

## 国、県及び市町の計画策定等

国 : 基本方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号(H18.1.25))の策定

県 : 国の基本方針に基づき耐震改修促進計画の作成 (義務)

市町:基本方針及び県耐震改修促進計画に基づき、耐震改修促進計画の作成(努力義務)

## 国の基本方針の概要

- $\bigcirc$ 耐震診断等に関する基本的な事項
- 目標の設定に関する事項  $\bigcirc$

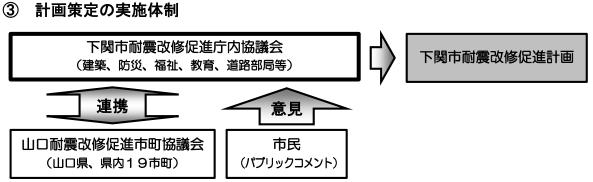
令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 令和7年までに耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消

- 技術上の指針となるべき事項
- 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 和道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項
- 注) 耐震化率: 全数に対する耐震性有の割合

#### ② 下関市耐震改修促進計画の位置づけ

国の基本方針、山口県耐震改修促進計画の他、下関市地域防災計画が関連計画 となる。また、地震発生時の児童・生徒等の安全確保および地域住民の避難場所 の機能強化という2つの大きな要素を持った市立小・中学校施設の耐震化につい ては、独立して下関市立小・中学校耐震化計画によって整備を行う。





## 2 下関市耐震改修促進計画の概要

#### ① 基本的な事項

- ・計画期間は、平成 20 年度から令和7年度までとし、必要に応じて見直しを行 うものとする。計画期間満了後も新たな計画を定めるまでの間は、なおその効 力を有するものとする。
- ・本計画の対象とする建築物は、本市内の既存建築物すべてを対象とするが、耐震化率の目標値を設定する建築物は、「住宅」、「耐震診断義務付け対象建築物 <sup>注)</sup>」、「公共的な建築物」とする。

#### 注) 耐震診断義務付け対象建築物

多数の者が利用する建築物等のうち、大規模な病院やホテルなどの不特定多数の者が利用する施設や小学校や老人ホーム、社会福祉施設などの避難弱者が利用する施設等

## ② 耐震診断及び耐震改修の目標

- (1)住宅の耐震化率 81%→令和7年までに90%
- (2)耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 77%→おおむね解消

表一住宅及び耐震診断義務付け対象建築物の目標(国、山口県、本市の比較)

		現状耐震化率	]	目標耐震化率
	国	約 87%	]	おおむね解消
				(令和 12 年)
   住宅	山口県	約 81%		
生七				約 90%
	本市	約 81%		(令和7年)
			]	
	全国	約 73%	/	
耐震診断義務				
付け対象建築	山口県	約 72%		おおむね解消
物				(令和7年)
127	本市	約 77%		

- 注)・住宅の現状耐震化率は、平成30年住宅・土地統計調査による。
  - ・本市の目標耐震化率は、山口県と同じ値。

#### 表―多数の者が利用する建築物等で耐震化すべき建築物

重点的に耐震化すべき建築物の考え方	具体例	
多数の者が利用する建築物等	映画館、百貨店	
(以下のいずれかに該当する建築物)	ボーリング場、遊技場	
① 多数のものが利用する建築物	ホテル、マンション	
② 危険物貯蔵	オフィスビル	
③ 通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物	工場、鉄道駅 など	

## (3)公共的な建築物の耐震化率 (69%⇒80%)

公共的な建築物のうち、最も優先して耐震化を行う必要がある「多数の者が 利用する建築物等」を対象に目標値を設定。

## 表-公共的な建築物の目標(市有)

	現状		
	全棟数	耐震性有	耐震化率
多数の者が利用 する建築物等	338 棟	233 棟	69%



注)・現状は、令和4年度下関市調べによる。

#### 表一公共的な建築物のうち、重点的に耐震化すべき建築物

重点的に耐震化すべき建築物の考え方	具体例	
公共的な建築物(以下のいずれかに該当する建築物) ① 災害対策本部施設(庁舎、消防署等) ② 医療救護活動施設(病院等) ③ 避難収容施設(体育館、学校等) ④ 応急対策活動施設(消防機庫等) ⑤ 社会福祉施設等(児童・障害・老人福祉施設等) ⑥ 被災者のための仮住居(市営住宅等)	①庁舎、消防署 ②病院 ③学校、体育館、集会場、 公会堂 ④上下水道局庁舎、消防機 庫 ⑤老人ホーム、福祉施設 幼稚園・保育所 ⑥市営住宅	

#### (4) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率

これらの建築物は、これまで耐震診断及び耐震改修の努力義務がなかったこと等から、耐震診断を実施していないものがほとんどであり、耐震診断により耐震性の確認を行い、耐震改修等により耐震化を図ることを目標とする。

## ③ 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- ・山口県、市、建築物所有者、建築関係技術者、住宅・建築関係団体、自主防災 組織・自治会等で連携を図りながら、耐震診断及び耐震改修を進めることを基 本的な取組み方針とする。
- ・住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が自 らの問題として取組むことが不可欠である。市は、こうした所有者等の取り組 みを支援するという観点から、山口県と連携して所有者等が耐震診断・耐震改 修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度などにより住宅・建築物の 耐震化を促進するものとする。
- ・建物本体の耐震化だけでなく、総合的な観点から、既存建築物に関連する地震時の安全対策を推進する。

## 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策の概要

- 1) 耐震診断及び耐震改修の助成制度等の設立
  - ・本市では、木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する下関市住宅耐震化 促進事業を実施し、多数の者が利用する建築物の耐震診断の費用の一部を 補助する下関市建築物耐震化促進事業を実施している。さらに危険性のあ るブロック塀等の撤去について、費用の一部を補助する。
  - ・木造住宅について耐震診断を一層促進させ、市民が受ける地震被害の軽減 を図るため、平成24年度より無料耐震診断員派遣方式を導入する。
  - ・耐震診断を行い報告することが義務付けられた要緊急安全確認大規模建築 物に対し報告のサポートを行い、その一部に対して診断及び改修費用の補 助を行う。
- 2) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備
  - ・消費者への情報提供(啓発用リーフレット、耐震改修事例集、優良技術者 の紹介、耐震性がある建築物の情報提供)
  - ・相談窓口を設置するとともに、職員のレベルアップのための研修会を実施。
  - ・耐震診断を行う技術者や耐震改修工事を行う技術者向けの講習会を開催。
- 3) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進
  - ・既存建築物の窓ガラスの落下防止、天井崩壊、エレベーターの閉じ込め防止、ブロック塀等の倒壊対策等を推進。
  - ・延焼火災対策として、既存建築物の不燃化を推進。
  - ・所有者への老朽化した擁壁の安全確認の啓発。
  - ・屋根瓦の脱落防止対策の促進。
- 4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定
  - ・本市において指定されていた地震発生時に通行を確保すべき道路について は、山口県が指定している道路との重複区間が生じるなど見直しの必要が あるため、指定を解除し、再度、検討を行う予定。

## ④ 啓発及び知識の普及を図るための施策

## 啓発及び知識の普及を図るための施策の概要

- 1) 地震防災マップの作成・公表
  - ・建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要 と地震による地域の危険性の程度等を記載した地図(地震防災マップ)を 作成し、公表する。
- 2) 相談体制の整備及び情報提供の充実
  - ・市の建築指導課に耐震診断、耐震改修、助成制度等の相談窓口を設置する。
  - ・市のHPに耐震専用サイトの新設を検討する。
- 3) パンフレットの作成・配布、セミナー講習会の開催
  - ・パンフレット等を作成し、相談窓口に設置
  - ・耐震改修事例集を用いた講習会等の開催 等
- 4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導
  - ・リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットに関する情報提供 等
- 5) 自主防災組織、自治会等との連携
  - ・自主防災組織、自治会との協働による地震時の危険箇所(ブロック塀の倒壊等)の点検等

## ⑤ 多数の者が利用する建築物等への指導等の実施方針

- ・市は、昭和 56 年以前に建築された耐震性が不十分と推測される多数の者が利用する建築物等の所有者に対して、耐震診断・改修を行うように、指導・助言等を行う。
- ・その指導・助言に応じない場合、建物名称等を公表することも検討する。
- ・要緊急安全確認大規模建築物については耐震診断を行った結果について報告内容を公表し、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、 公表内容を速やかに更新する。